

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第63号

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章の表示に下線が引かれた章（以下「追加章」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章の表示及び追加章を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>新潟県基幹病院事業財務規則</u></p> <p>目次 第1章～第6章（略） <u>第6章の2 報告セグメント（第146条の2）</u> 第7章・第8章（略） 附則</p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、<u>新潟県基幹病院事業</u>の財務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 事業 <u>新潟県基幹病院事業</u>をいう。 (2)～(12)（略）</p> <p>（出納取扱金融機関） 第3条 知事は、事業に係る金銭の収納及び支払の事務又はその一部を取り扱わせるため<u>新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関</u>（以下「出納店」という。）を指定するものとする。 2・3（略）</p> <p>第146条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章の2 報告セグメント</u></p> <p>（報告セグメントの区分） 第146条の2 報告セグメント（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。）の区分は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>魚沼基幹病院</u> (2) <u>県央基幹病院</u> (3) <u>本庁</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>新潟県魚沼基幹病院事業財務規則</u></p> <p>目次 第1章～第6章（略） 第7章・第8章（略） 附則</p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、<u>新潟県魚沼基幹病院事業</u>の財務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 事業 <u>新潟県魚沼基幹病院事業</u>をいう。 (2)～(12)（略）</p> <p>（出納取扱金融機関） 第3条 知事は、事業に係る金銭の収納及び支払の事務又はその一部を取り扱わせるため<u>新潟県魚沼基幹病院事業出納取扱金融機関</u>（以下「出納店」という。）を指定するものとする。 2・3（略）</p> <p>第146条（略）</p>

第158条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
第33条第3項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料に関しては、新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の規定を準用する。この場合において、同規程第4条第1項中「新潟県病院局財務規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第5号）第28条」とあるのは、「新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）第38条第1項」と読み替えるものとする。

別表第2（第24条関係）
基幹病院事業会計勘定科目
（略）

第158条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
第33条第3項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料に関しては、新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の規定を準用する。この場合において、同規程第4条第1項中「新潟県病院局財務規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第5号）第28条」とあるのは、「新潟県魚沼基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）第38条第1項」と読み替えるものとする。

別表第2（第24条関係）
魚沼基幹病院事業会計勘定科目
（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。